

健康保険組合からのお知らせ

—令和6年能登半島地震にて被災された皆様へ—

ジェイアールグループ健康保険組合

このたびの令和6年能登半島地震において被害にあわれた被保険者又は被扶養者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震で被災された健康保険組合の被保険者及びその被扶養者の方には、次のような特例措置を講じていますので、お知らせいたします。

健康保険証がない場合でも、病院・診療所で受診できます。

医療機関等（「保険薬局」含む。以下同じ。）の窓口で健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された旨申告すれば受診できることになっています。

また、健康保険組合では健康保険証（被保険者証）を紛失・消失された方への再交付を行っておりますので、勤務先にその旨申し出て下さい。（但し、令和6年12月2日以降は、廃止に伴い発行しませんが、資格確認書を発行いたします。）

被災地にて被災をされた方は、医療機関等の窓口での自己負担額（原則3割部分）が「免除」されます。

以下に示す対象者の要件を満たす方（市町村に居住されている方で、一定以上の被災を受けた方）については、医療機関等の窓口でその旨を申し出ると、通常支払うこととなる自己負担額（以下「負担金等」という。）の支払いが「免除」となります。

また、本災害発生日以降に既に負担金等を支払っている場合は、当健保組合に申請していただくことにより、当該負担金等を還付いたします。

1. 対象者の要件

令和6年能登半島地震による災害発生時に2(1)に掲げる市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転居した場合を含む）被保険者及び被扶養者で、かつ、2(2)の①～③の被災状況のいずれかに該当する者であること。

2. 適用となる市町村及び対象となる被災状況

(1) 適用となる市町村

令和6年能登半島地震に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村

(2) 適用となる対象者

上記適用市町村に住所を有する（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転出した場合を含む）当健康保険組合の被保険者又は被扶養者で、令和6年能登半島地震による被災により、次の①～③のいずれかの状態となった被保険者及び被扶養者であること。

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした状態
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った状態
- ③主たる生計維持者の行方が不明である状態

3. 実施期間

令和6年12月末日まで

ご不明な点などございましたら、当健康保険組合までご連絡下さい。

【お問合せ先】ジェイアールグループ健康保険組合 健保事務センター TEL: 03 - 5334 - 1029 JR : 058 - 2914